

○厚生労働省告示第四百四十四号

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針（平成二十年厚生労働省告示第四百五十号）の一部を次の表のように改正し、令和六年四月一日から適用する。

令和五年三月三十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第2 特定健康診査等の実施及びその成果に係る目標に関する基本的な事項</p> <p>一 特定健康診査の実施に係る目標</p> <p><u>令和11年度</u>における特定健康診査の実施率を70%以上にする こと。 各保険者の目標は次の区分に応じてそれぞれに掲げる値を踏 まえて設定すること。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 全国健康保険協会が管掌する健康保険及び船員保険の加入 者に係る特定健康診査の実施率 <u>70%以上</u></p> <p>5 (略)</p> <p>二 特定保健指導の実施に係る目標</p> <p><u>令和11年度</u>における特定保健指導の実施率を45%以上にする こと。 各保険者の目標は、次の区分に応じてそれぞれに掲げる値を 踏まえて設定すること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 健康保険組合（健康保険法第11条第1項の規定により設立 されたものに限る。）の加入者に係る特定保健指導の実施率 <u>60%以上</u></p> <p>3 法第7条第2項に規定する共済組合の加入者に係る特定保 健指導の実施率 <u>60%以上</u></p> <p>4・5 (略)</p> <p>三 特定健康診査等の実施の成果に係る目標</p> <p><u>令和11年度</u>において、平成20年度と比較したメタボリックシ ンドロームの該当者及び予備群の減少率（特定保健指導対象者 の減少率をいう。）を25%以上にする こと。 各保険者は当該数値を必ずしも目標として設定する必要はな</p>	<p>第2 特定健康診査等の実施及びその成果に係る目標に関する基本的な事項</p> <p>一 特定健康診査の実施に係る目標</p> <p><u>平成35年度</u>における特定健康診査の実施率を70%以上にする こと。 各保険者の目標は次の区分に応じてそれぞれに掲げる値を踏 まえて設定すること。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 全国健康保険協会が管掌する健康保険及び船員保険の加入 者に係る特定健康診査の実施率 <u>65%以上</u></p> <p>5 (略)</p> <p>二 特定保健指導の実施に係る目標</p> <p><u>平成35年度</u>における特定保健指導の実施率を45%以上にする こと。 各保険者の目標は、次の区分に応じてそれぞれに掲げる値を 踏まえて設定すること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 健康保険組合（健康保険法第11条第1項の規定により設立 されたものに限る。）の加入者に係る特定保健指導の実施率 <u>55%以上</u></p> <p>3 法第7条第2項に規定する共済組合の加入者に係る特定保 健指導の実施率 <u>45%以上</u></p> <p>4・5 (略)</p> <p>三 特定健康診査等の実施の成果に係る目標</p> <p><u>平成35年度</u>において、平成20年度と比較したメタボリックシ ンドロームの該当者及び予備群の減少率（特定保健指導対象者 の減少率をいう。）を25%以上にする こと。 各保険者は当該数値を必ずしも目標として設定する必要はな</p>

いが、特定健康診査等の対象者におけるメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の構成割合や減少率を基に、各保険者において、特定健康診査等の効果の検証や効率的な対策の検討を行うことは重要であることから、各保険者がこれらの数値を把握し、保健事業に活用することが望ましい。

いが、特定健康診査等の対象者におけるメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の構成割合や減少率を基に、各保険者において、特定健康診査等の効果の検証や効率的な対策の検討を行うことは重要であることから、各保険者がこれらの数値を把握し、保健事業に活用することが望ましい。